

令和5年第3回
笠間市農業委員会総会会議録

令和5年3月24日 開会
令和5年3月24日 閉会

笠間市農業委員会

令和5年笠間市農業委員会第3回定例総会

[令和5年3月24日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第6 議案第4号 非農地証明願について
 - 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第9 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
 - 日程第10 議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について
 - 日程第11 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について
 - 日程第12 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第13 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第14 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
 - 日程第15 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 非農地証明願について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第9 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 日程第10 議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について
- 日程第11 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について
- 日程第12 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第13 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第14 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
- 日程第15 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

出席委員

1番	埜 博光君	11番	鶴田英樹君
2番	高野尚夫君	12番	長谷川隆君
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川馨君	14番	小沼祐君
6番	柳橋泰君	15番	込山祐一君
7番	入江保夫君	16番	大槇正義君
8番	長谷川愛子君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君

欠席委員

5番 伊藤孝洋君

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷清二君
農業委員会事務局係長	田村千穂君

午後1時30分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） ただいまから令和5年第3回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により6番柳橋 泰委員、並びに8番長谷川愛子委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の14について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 番号14につきまして、調査の結果を報告いたします。

3月20日、指名調査委員2名と推進委員で、現地を調査してまいりました。申請人とは、電話にて確認しております。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は、所有権の移転による売買です。

場所は、国道50号線石井交差点を宇都宮方面に3キロメートルくらい行った、右側に行ったところでした。申請の詳細ですが、譲受人は農業経営規模拡大を図るため、譲渡人は遠隔地で自分で耕作管理できないためとのことです。譲り受けた水田には、水稻を作付す

ることです。そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の15から17について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号15、16、17について報告いたします。

まず、調査番号15について、調査結果を報告いたします。

3月22日に、指名調査委員2名と譲受人立会いで、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、平町の笠間中央公園の南西側でございます。譲受人の申請理由は、公売で落札した申請地を買い受け、農業経営の規模拡大を図るとしております。なお、譲受人は、昨年10月の総会で買受適格者の資格を許可されております。

畑の耕作については、以前のとおり耕作するので、周辺農地への影響はないという話でございます。申請地までは、自宅より14キロメートル、20分ほどかかりますが、栗の栽培をすとしており、無理なく耕作できると思います。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、調査番号16について、調査結果を報告いたします。

同じく3月22日に、指名調査委員2名と譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、鯉淵のメモリアルホール浄土会館の東側でございます。譲受人は、申請地が会社の近くでもあり、自宅より遠い距離でもないので、安全安心な野菜を作り、規模拡大を図るとしてしております。譲渡人は、高齢により規模を縮小したいとしております。

申請地までの距離は、自宅より9キロ、14分の距離でございます。農業の規模は、兼業農家ですが、機具、機材等、一式取りそろえてございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、調査番号17について、調査結果を報告いたします。

同じく3月22日に、指名調査委員2名と代理人と譲受人で、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等については、議案書に記載のとおりです。

届出地は、鯉淵の西飯田バス停のところを北へ進み、すぐに右折して、ひたち野ゴルフセンターの裏側の道路を300メートルほど行ったところでございます。申請理由は、譲渡人が47年前に土地を購入したが、その後、県外に転居し、現在も千葉県に居住し、今後も笠間市に住む予定はなく、高齢となり土地の管理も難しくなり困っていたところ、地元で手広く農業を行っている譲受人から耕作管理するとの申出があり、売却するとしております。

畑の耕作については、ネギやジャガイモ等、野菜の栽培を行っていくという話でござい

ます。自宅から申請地までは、約9キロ、15分の距離であり、農機具等もそろっており、問題はないと思われます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の18、19について、議席番号4番、11番委員より調査報告願います。

○11番（鶴田英樹君） 18番、19番について、続けて報告いたします。

まず、議案番号18番について、調査の結果を御報告いたします。

3月23日、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。代理人には、電話にて確認いたしました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請場所については、県道52号線仁古田十字路を西に200メートル、北へ100メートルぐらいのところですか。譲受人申請理由は規模拡大を図るため、譲渡人申請理由は、高齢のため耕作が困難なため、譲受人に譲渡したいとのことですか。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力についても適正と認められます。また、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続けて、議案番号19番について、調査の結果を御報告いたします。

3月23日、指名調査委員2名、譲受人、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書のとおりです。

申請場所については、県道52号線仁古田十字路を北へ300メートルぐらい、東へ100メートルぐらい入ったところですか。譲受人申請理由は規模拡大を図るため、譲渡人申請理由は、高齢のため耕作が困難なため、譲受人に譲渡したいとのことですか。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力についても適正と認められます。また、関係書類についても完備されており、許可相当と認められますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の20について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号20について、調査結果を報告します。

3月22日、指名調査委員2名と推進委員、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請地は、国道355号線平沢スタンドから西に2,000メートル、南に300メートル入った道路沿いです。譲受人の申請事由は、経営面積の拡大を図り、経営の安定を図るということです。譲渡人の申請理由は、要望に応じて譲り渡すということです。

水田の耕作については、米の栽培を行うそうです。農機具について、トラクター、コンバイン、軽自動車を保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相

当と判断されますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の21について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号21につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月22日午前10時より、指名調査委員2名と推進委員、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、水戸岩間線を水戸方面に行ったところに涸沼川があり、その涸沼川沿いを西に300メートルほど行ったところに譲受人のライスセンターがあり、そこから西へ50メートルほど行った水田です。譲受人の申請事由は、自作地に隣接して作業がしやすいからということ。譲渡人の申請事由は、高齢で耕作が難しくなったためとのことでした。

権利移転の内容は贈与で、耕作を目的とした所有権の移転であり、農業機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、どうぞ御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、補足説明させていただきます。

番号の14から21につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

○6番（柳橋 泰君） すみません、確認なんですけれども、よろしいですか。

○議長（永田良夫君） はい。

○6番（柳橋 泰君） ちょっと確認なんですけれども、申請番号の15番、16番について、譲受人の経営面積の記載がないんですけれども、これは例えば競売で受けるとかどうのこののであっても、表示されなくていいのかなという点と、それからもう一つは、申請番号17番なんですが、譲渡人の経営面積、そしてこの申請の案件の面積の関係なんですけれども、経営面積が申請面積より小さいというところなんですが、ここがちょっと疑問なんです。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） すみません、17の件はもう一回お願いします。

○6番（柳橋 泰君） 17のほうは、この渡人の経営面積が384、それからこの申請に上がった面積が742ということで、普通だと経営面積のこの中の面積を申請に上げましたということであれば、この渡人の経営面積のほうが大きいということじゃないのかなという気がしたんですけれども、この辺がどうなのかなという疑問を持ったんですけれど。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 1 時 4 7 分休憩

午後 1 時 4 8 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より御説明させていただきます。

まず、15番につきましては、居住地が小美玉市なので、笠間市の農地台帳には出てこないということでデータの出力がございません。

続きまして、16番についても同じく茨城町の方なので、笠間市の農家台帳に登録されていないので、ここについてはシステムからの出力がされないということになります。

最後の17番でございますが、この案件、現況地目が雑種地、登記簿地目は畑、17番の住所、地番、その右側に登記簿地目と現況地目があって、現況地目が雑種地となっていることから、それが経営面積に算入されないということになって、ここの経営面積の中には田畑の面積しか、そのシステム上、出力できないということで、この中には入ってこないということになります。

○議長（永田良夫君） よろしいですか。

○6番（柳橋 泰君） はい。理解しました。

○議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の5について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号5番につきまして、報告をいたします。

21日8時より、指名調査委員と申請人立会いの上、調査をしてまいりました。申請人、

申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

転用理由は、御長男の御夫婦と同居しており、お孫さんの成長につれ現在の住まいが手狭なため、自己住宅を建設したく申請をされました。

隣接地への日照、通風、耕作地への影響はございません。東側は申請人の宅地、西側、申請人の畑、南側、法定外の道路、北側が申請人宅地、進入通路となっております。また、給水は市の上水道、排水につきましては、汚水、雑排水が公共下水道へ放流、雨水は宅地内浸水です。盛土をする計画もございません。

なお、建設のためにトレーラーハウスを設置し砕石が敷き込まれており、始末書の添付がございます。そのほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 6番について、調査結果を報告いたします。

20日に、指名調査委員2名、申請人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、滝川交差点から北に2キロメートルほど、県道の水戸真端線の十字路を右に内原方面に500メートルほど進んだ道路沿いでございます。道路沿いの北側の畑になっていきます。

申請人の職業ですが、製材、チップ加工、再生製品の事業所等を経営しております。事業計画は、現在休耕になっている畑970平米に、約30本ほどの苗木を植林したいということです。

南側が県道、北側、西側、東側全て山林になっております。なお、植林について、隣接への農地等に影響はないです。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 番号7番について、調査の結果を報告いたします。

3月23日、指名調査委員2名、申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書のとおりです。

申請場所については、県道52号線仁古田十字路を西に200メートルぐらい、北へ100メートルぐらいのところですが。申請人、申請理由は、現在宅地の一部として使用していた場所が農地であることが分かったため、是正をしたいとのこと。この件について、始末書が提出されております。現在は、駐車場として使用しております。

申請地の隣接状況ですが、東西南北、宅地のため、近隣農地への影響はありません。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と見てまいりました。よろしく御審

議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 番号8番につきまして、調査の結果を報告いたします。

3月21日午後2時より、指名調査委員2名と申請人の立会いの上、現地調査を行いました。申請地、申請人は、議案書のとおりでございます。

申請地は、下市原の信号から500メートルぐらい南方のほうへ行ったところの住宅地です。市道の左側の住宅地です。場所的には、南側が道路、西側が隣の家、それから北側が畑、東側が道路というようなところでは、これは、もう既に住宅地で古くから建っておりまして、そこに物置等も建っていましたけれども、3筆ほど物置のところは畑地になっておりまして、全部宅地にしたいということでの申請になってございます。

それで、遺産相続でこれを受けた方がいわきのほうに住んでいますけれども、現在は空き家になっておりまして、誰も住んでいませんでした。遠方のため、この家には住めないということで、きれいに周りを掃除して、大木なども切って、それで空き家バンクへ登録申請したいということで手続きが今進んでいるようでございます。10年来、非常に、空き家になっていましたけれども、今はきれいにして、立木等も切って草刈り等もして、速やかに許可下り次第、空き家バンクに申請したいということです。

関係書類も整備されております。また、始末書も提出されておりました、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の5から8につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の22、23について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 申請番号22番、23番について、調査結果を報告いたします。

20日に、指名調査委員2名、なお、会社の代理人については電話等で確認をしております。申請人、申請地は、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、金井交差点から北に約2キロ、笠間緒川線を行きまして、飯田地区、新谷という地域なんですけど、旧道との交差点になっています。そこを50メートルぐらい左折した場所でございます。譲受人は、申請地を取得しまして、公衆道路、市道を拡幅の工事を行います。終了後は、市のほうに帰属する予定でございます。譲渡人は、飯田地区の住民たちの要望で、公衆用道路、水路等の利便性を取り、地域貢献事業に協力、譲渡するという地権者4名、13筆になっています。

工事計画については、拡幅の工事、水路工事を行い、側溝等も古くなっていますので、これも取替えを行い、また新たに、今度旧道と新道の丁字路のところに、ますを新設するという計画でございます。

なお、この隣接農地への耕作者には、数回説明会を行って、問題のないように対処しておられます。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。

続きまして、23番について調査結果を報告いたします。

この23番は、今説明しました22の申請地から約200メートルぐらい北のほうに進んだ、笠間緒川線の道路沿いに公衆道路が北に入っております、この道路から約1キロぐらい、北側にずっと入っていきまして、その公衆道路沿いにある約16筆の田、畑の一部を、貸借を行って資材置場及び工事用通路として一時使用をするための申請になります。これは先程の22番及び昨年審議いただきました同地区の公衆用道路及び用悪水路の工事のために必要なものであり、工事完了後、農地の状態に復元する予定でございます。

以上のことから、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の24について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号24番について、御報告いたします。

3月22日、指名調査委員全員、譲受人及び申請代理人の立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

届出地は、国道50号を笠間から桜川方面へ進行し、笠間市福原にある出雲大社入り口に入り、すぐに左折した後、丁字路を左折、300メートル進んだ右側のところです。申請理由

は、譲渡人、譲受人とも親子関係で、子が親の住宅の脇に自己住宅を新築するとのことで、贈与による所有権移転です。

現況は遊休地で、東、南側は道路、西側は畑、北側は宅地となっており、特段、周囲への影響はないと思われまゝ。なお、取水は上水道、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流、また雨水排水は浸透ますにおいて宅地内処理するとのことです。

以上、現地確認を行った結果、特段の問題はないと判断されます。さらに、関係書類も完備されております。御審議をお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の25、26について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

○18番（田山悦子君） 番号25、26につきまして、調査の結果を御報告いたします。

まず、番号25につきまして御報告いたします。

3月22日に、指名調査委員2名と譲受人、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、ひたち野ゴルフセンター北側、200メートルほどのところになります。譲受人の事由は、現在、本件申請地に隣接する家で、自宅兼事務所として建設業をしておりますが、資材置場が不足している状態だったことから、地主に購入の打診をしたところ、承諾を得ることができたとしております。譲渡人の事由は、周辺を住宅に囲まれているため営農には適さず空き地となっていて、以前から売却するつもりでいたとし、今般の申出に応えたいとしております。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、南側、北側は宅地で、西側が畑と原野になっておりますが、農地への影響は特になく見えてまいりました。給水、汚水、排水はなく、雨水は砕石敷きにて場内処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、番号26につきまして、調査の結果を御報告いたします。

同じく3月22日に、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、友部小の西端から県道杉崎友部線を挟んで、西へ直線距離にして300メートルほどのところになります。譲受人の事由は、現在借家に住んでいて手狭になったことから、交通の便や生活環境のよい当該地に自己住宅を建てたいとしております。譲渡人の事由は、要望に応えたいとのことです。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側墓地、南側は宅地、西側、北側は雑種地となっており、何ら問題はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用するとし、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。

このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の27について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 議案27番について、調査の結果を報告いたします。

3月23日、指名調査委員2名、譲受人、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地、申請人については、議案書のとおりであります。

申請場所は、岩間街道の北川根小入り口十字路を西へ100メートルぐらい、南側へ300メートルぐらい行った北関東自動車道の側道の東側のところでございます。譲受人申請理由は、現在、鉄骨業を営んでおり、安全確保や新技術の導入により、所有している土地のみでは手狭になったため、隣接する土地を探していた。譲渡人申請理由は、現況山林状況のため管理が負担になっていたところ、譲受人の要望にお応えするとのこと。権利関係は、使用貸借となります。

隣接状況は、東側畑、西側雑種地、南側道路となります。なお、駐車場、資材置場と使用するため、近隣の農地への影響はないものと見てまいりました。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と見てまいりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の28について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号28について、調査結果を報告します。

3月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請地は、下郷の裏池から西に20メートルです。譲受人の申請理由は、アパートが手狭になったため、自己住宅を建築し生活基盤を安定させたいということです。譲渡人の申請理由は、要望に応じて譲り渡したいということでした。

付近の土地について、北側と東側道路、西が農地で、農地の影響はないと思います。排水計画について、汚水は浄化槽、雨水は浸透処理で行うそうです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の29について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号29につきまして、調査の結果を説明いたします。

3月22日9時30分より、指名調査委員2名と代理人の立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入りの信号を小美玉方面へ150メートルほど行った右側

にありました。譲受人の申請事由は、近隣で建設工事を行う際、資材置場として有効利用を見込める土地であるためです。譲渡人の申請事由は、長年休耕で規模を縮小したいと検討していたところです。権利移転の内容は、令和5年4月1日から令和5年12月31日の一時転用です。使用貸借です。

隣接地への影響ですが、南側が畑、東側と西側が道路、北側が宅地で、耕作地への影響はないと思われます。給水、排水は、ありません。そのほか、この申請地は以前にプレハブハウスを置き、資材置場として使用していたときがあり、現在碎石が敷かれており農地としての不適切な状態であり、今回の一時転用後、転用申請を行う予定としています。始末書が添付されております。そのほか関係書類については完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の22、23及び25につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の26、28及び29につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第3号、番号26について審議いたします。

審議が終了するまでの間、11番鶴田英樹委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号、番号の26について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号の番号26は、原案どおり決定されました。

それでは、11番鶴田英樹委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時18分休憩

午後2時18分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く7件について審議いたします。お諮りいたします。

○7番（柳橋 泰君） すみません、一つ確認で質問です。

議案の27番なんですけれども、権利関係についてなんですけど、これ使用貸借ということなんですけれども、転用事由が駐車場、資材置場、これ一時転用でもなくて、このままいくと渡人のほうは結局固定資産税が高く発生してくると思われるんですね。だとすると、何でこういう関係で使用貸借なのかなというところがちょっと疑問に感じたんですけども、これはどういう理由なんですか、普通は賃貸借かなというふうに、が普通なのかなと思うんですが。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、御報告いたします。

委員のおっしゃるとおり、賃貸借でございます。議案書の記載間違いということで、ここで、議案書の中の権利種別のところについて「賃貸借」と訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く7件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く7件について、原案どおり決定されました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の3について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号3について、調査結果を報告します。

3月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請地は、国道355号線の八幡碎石から西に500メートル付近です。申請人の申請理由は、長年住宅の一部として使用し、現在まで宅地の状態であり、30年以上が経過していますので、地目変更登記をしたいということです。

付近の土地について、東、南が道路、北と西が宅地で、農地の影響はないと思われれます。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、12ページからとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が13件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1

件、賃貸借権の設定が12件となります。合計22筆、5万6,375平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書12ページから18ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号、番号37について審議いたします。

審議が終了するまでの間、1番壇 博光委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号、番号37について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号の番号37は、原案どおり決定されました。

それでは、1番壇 博光委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く12件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く12件について、原案どおり決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く12件について、原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、19ページからとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理を設定し転貸するもので、利用権の設定が14件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が10件となっております。合計23筆、5万7,205平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書19ページから25ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が5件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号、番号25、26及び27について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時30分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号25、26及び27について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号25、26及び27は、原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第6号、番号28、29について審議いたします。

審議が終了するまでの間、12番長谷川 隆委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号28、29について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号28、29は、原案どおり決定されました。

それでは、12番長谷川 隆委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時33分休憩

午後2時33分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の5件を除く9件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の5件を除く9件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の5件を除く9件について、原案どおり決定されました。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、26ページからとなります。

農地中間管理事業による公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が17件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が17件となっております。合計32筆、5万2,144平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書26ページから34ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第7号、番号21について審議いたします。

審議が終了するまでの間、7番入江保夫委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号、番号21について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号21は、原案どおり決定されました。

それでは、7番入江保夫委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く16件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く16件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く16件について、原案どおり決定されました。

議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任
について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、35ページになります。

農地利用最適化推進委員の内桶 昇委員から、令和5年3月1日付で笠間市農業委員会会長に対し、辞任届が提出されました。辞任の理由としましては、一身上の都合、体調不良により、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせなくなるとの思いから、願い出られたものでございます。

推進委員の辞職につきましては、農業委員会等に関する法律第23条において、推進委員は、正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されており、正当な理由であることから、農業委員会がこの辞任に同意するとしてよろしいか、御審議をお願いいたします。

また、農業委員会が内桶委員の辞任について同意をした場合は、辞任日は本日、令和5年3月24日付となります。

なお、後任の推進委員の推薦につきましては、笠間市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条に、農業委員会は推進委員の辞任により欠員を生じた場合には、必要に応じてこの規則に規定する手続に基づき後任の推進委員を任命することができる」とされております。

また、笠間市農地利用最適化推進委員の担当地区に関する規程第2条において、担当地区が定められており、内桶委員は友部地区であるため、後任の委員につきましては、担当地区を友部地区と指定し、推薦及び募集することとなります。

スケジュール的には、規定により28日の推薦及び募集の期間を設ける必要があるため、最短で4月上旬から推薦及び募集を開始し、5月の中旬に選考委員会を開催し、候補者を選定して、5月の農業委員会の総会で決定する予定としております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの事務局の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は同意することに決定されました。

議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項

による笠間市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、36ページとなります。

3月17日金曜日に人事異動の内示がございました。田村千穂係長が、市長公室市民課市民窓口センターかさま係長として異動し、笠間市立病院事務局経営管理課松本高彦主幹が、農業委員会事務局へ係長として異動となります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

議案書につきましては、37から45ページになります。

番号22は、地権者と担い手の話合いにより、合意を解約するものです。

番号23は、農地集約のため合意を解約するものです。

38ページになります。

番号24は、売買のため合意を解約するものです。

39から42ページになります。

番号25は、企業参入のため担い手変更により、合意を解約するものです。

番号26は、中間管理権を設定するため合意を解約するものです。

43から44ページになります。

番号27、28及び29は、担い手が耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号30は、農地集約のため合意を解約するものです。

45ページになります。

番号31は、面積を変更して契約し直すため、合意を解約するものです。

番号32は、売買のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御報告いたします。

議案書につきましては、46ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和5年2月13日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和5年2月20日月曜日午前9時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、岩間地区のさんてす岩間店の信号から、国道355号線を石岡方面へ約1.6キロメートル進んだ、ミスタータイヤマンしばやまの約80メートル手前の丁字路を左折し、約50メートル進んだ右側にありました。現地の状況ですが、宅地の一部であったことから、水戸地方法務局へは2月21日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第14、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について、番号の3について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号3番について、調査結果を報告いたします。

3月19日、指名調査委員と届出人の立会いの上、現地調査を行いました。届出地は、国道355号線を石岡方面に向かい、平地内の押しボタン信号の手前の丁字路を左に曲がり、福島方面に向かって100メートルくらい行った右側の土地です。

届出地については、届出どおりに改良行為が完了しており、作付計画書のとおり粟の作付がされていることを確認してまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第15、報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、48ページになります。

番号1の所在、所有者、権利の内容等は、議案書に記載のとおりです。

申請事由は、所有する農地を公益社団法人茨城県農林振興公社の農地中間管理機構の特例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものであります。

この件につきましては、今後、農地法第3条の規定による許可申請が出されることとなります。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第3回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

6 番 委 員

8 番 委 員